

東京都市計画地区計画の変更（足立区決定）
 都市計画竹ノ塚駅中央地区地区計画を次のように変更する。

| | |
|-------------------------------|---|
| 名 称 | 竹ノ塚駅中央地区地区計画 |
| 位 置 ※ | 足立区竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目及び東伊興三丁目各地内 |
| 面 積 ※ | 約39.7ha |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、足立区北部の玄関口としての東武伊勢崎線竹ノ塚駅を有し、東京都都市計画区域マスタープランにおいては「地域の拠点」として位置付けられ、商業・居住機能が集積され、駅周辺のまちづくりに併せて土地の適切な高度利用が図られることにより、安全でにぎわいのある生活拠点を形成することを目指している。また、足立区都市計画マスタープランにおいては主要な地域拠点に位置付け、駅前広場の整備や東西の一体性の向上により、東京都の北東地域におけるノースゲートにふさわしい拠点づくりを進めるとしている。</p> <p>駅東側は、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、公共住宅が集積し、商業・業務施設も多く立地しているため、にぎわいが形成されている。駅西側は、商業・業務施設が立地しているものの、東口と比較して都市計画道路や道路の都市基盤整備が遅れているため、にぎわいの創出、交通結節機能及び防災性の向上が課題となっている。</p> <p>現在、東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業による東西市街地の分断の解消、都市計画道路の整備による交通結節機能の向上が進められており、これらの事業にあわせ、駅東西が一体となったまちづくりが求められている。</p> <p>そこで、駅東西の一体化とともに、にぎわいを生み出す民間開発などを誘導し、土地の高度利用・有効利用、駅西口における共同化の促進、歩行者空間の確保及び赤山街道沿い等の商業施設の誘導により、地域商業のさらなる活性化を図る。また、駅前中心地区や都市計画道路の沿道の防災性の向上や、地区計画を活用した安全で快適な居住環境づくりに取り組む。これらの取り組みにより、駅東西が一体となった良好な複合市街地の形成を図り、「にぎわいのある、安全・安心なまち」の実現を目指す。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 土地利用の方針 | <p>足立区北部の主要な地域拠点として、地区にふさわしい活気とにぎわいのある土地利用を誘導するとともに、住宅地では快適で安全な市街地の形成を図る。なお、地区の立地特性を踏まえ、4つの地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>1 駅前中心地区</p> <p>駅東西にわたる主要な商業ネットワークとそれを補完するネットワークにおいて、路線毎に建物の高さの統一や壁面後退を図ることによりまち並みの連続した商業空間等を形成し、東西回遊性を促進させることで、足立区北部の主要な地域拠点にふさわしい活気とにぎわいを創出する。また、緑豊かで憩いのスペース等を備えた、快適かつ魅力あふれる駅前空間を形成する。さらに、土地の高度利用・有効利用と建物不燃化の促進により防災性の向上を図る。</p> <p>(1) 駅前中心地区（駅前広場周辺）A、B 駅前広場の整備に合わせ、周辺土地の集約化及び高度利用を促進し、地区の顔にふさわしい商業・業務施設及びサービス施設等の都市機能の集積を図る。なお、駅西口においては共同化を促進する。</p> <p>(2) 駅前中心地区（赤山街道沿道）A、B 地区の主要な商業動線であり、また交通ネットワークを形成する路線として、沿道における土地の集約化及び高度利用を促進し、地区の都市・商業環境の向上に寄与する複合的な機能を備えた中高層建築物によるまち並みを形成する。なお、駅西口においては共同化を促進する。</p> <p>(3) 駅前中心地区（駅周辺回遊） 駅周辺の商業空間として、土地の高度利用・有効利用を促進しつつ、建物更新に合わせた歩行者空間とまち並みの連続性の確保により、買い物客等にとって快適な商業ネットワークを形成する。</p> |

| | | |
|--------------------|------------|---|
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>2 沿道地区 地区周辺の交通ネットワークを形成する幹線道路の沿道として、土地の高度利用による都市型住宅と商業・業務施設の誘導による複合市街地を形成するとともに、延焼遮断帯機能の維持・向上を図る。</p> <p>(1) 沿道地区A 幹線道路沿道に相応しい、快適・安全かつまち並みが連続した空間を形成し、沿道におけるにぎわいの創出と延焼遮断帯としての防災性の向上を図る。</p> <p>(2) 沿道地区B-1、B-2 新たな幹線道路沿道として相応しい快適・安全かつまち並みが連続した空間を形成し、連続立体交差事業による駅東西の回遊性の向上にあわせて、駅東西の連続した沿道のにぎわいを創出する。さらに延焼遮断帯としての防災性の向上も図る。</p> <p>3 大規模敷地地区 周辺地区との調和を図りつつ基盤整備や環境整備を進めるとともに、建て替え等の際に生み出された余剰地については周辺のまちづくりの核として有効活用を図る。また、敷地規模に適した緑あふれる空間づくりにより周辺地区と調和した居住環境の維持を図るとともに、駅周辺に立地する利便性を活かし、快適で住みやすいまちづくりのための生活支援施設等の誘導を図る。</p> <p>4 住居系複合地区 駅周辺の複合市街地として、緑あふれる快適な居住環境の維持・向上を図ると共に、駅至近においては商業施設等の維持・誘導を図る。</p> |
| | 地区施設の整備の方針 | 地区の防災性、利便性の向上と、地域住民の安全性、快適性の向上を図るため、区画道路を配置する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>1 駅前中心地区 建築物の建て替え等を通じて地区の目標とするまち並みを実現するため、以下に掲げる制限を定めるとともに、「街並み誘導型地区計画」を導入することにより、道路幅員による建築物の容積率の制限および道路斜線の制限を緩和し、良好なまち並みの誘導と防災性の向上を図るものとする。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の容積率の最高限度 (3) 建築物の敷地面積の最低限度 (4) 壁面の位置の制限 (5) 壁面後退区域における工作物の設置の制限 (6) 建築物等の高さの最高限度 (7) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 (8) 垣又は柵の構造の制限</p> <p>2 沿道地区 延焼遮断帯機能の維持・向上、都市計画道路の整備状況に応じた土地利用の誘導のため、以下に掲げる制限を定める。また、都市計画道路補助第261号線の沿道には整備状況に応じて適正な指定容積率を設定する「誘導容積型地区計画」を導入する。</p> <p>(1) 建築物の容積率の最高限度 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 (5) 垣又は柵の構造の制限</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|--|---------|-----------|-------|---------|----------|-----------------------|-------|----|
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 建築物等の整備の方針 | <p>3 大規模敷地地区 緑あふれる空間づくりや快適で住みやすいまちづくりを図るため、以下に掲げる制限を定める。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 (2) 壁面の位置の制限 (4) 垣又は柵の構造の制限</p> <p>4 住居系複合地区 緑あふれる快適な居住環境の形成を図るため、以下に掲げる制限を定める。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 (2) 壁面の位置の制限 (4) 垣又は柵の構造の制限</p> | | | | | | | | |
| | その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 赤山街道から西口駅前広場周辺及び西口駅前から東口駅前においては、駅周辺の回遊性の向上を図るうえで特に重要な歩行者・自転車ネットワークとして、緑化等の快適な歩行者空間の確保に努める。 | | | | | | | | |
| 地区整備計画 | 位置 | 足立区竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目及び東伊興三丁目各市内 | | | | | | | | |
| | 面積 | 約39.7ha | | | | | | | | |
| | 道路 | 種類 | 名称 | 幅員 | 延長 | 備考 | 名称 | 幅員 | 延長 | 備考 |
| | | | 区画道路1号※ | 9.0m | 約30m | 既設 | 区画道路10号 | 5.4m | 約130m | 既設 |
| | | | 区画道路2号※ | 6.0m～9.0m | 約15m | 変更 | 区画道路11号 | 5.4m～6.0m | 約139m | 既設 |
| | | | 区画道路3号 | 6.0m | 約46m | 変更 | 区画道路12号 | 6.0m | 約188m | 既設 |
| | | | 区画道路4号 | 4.0m | 約98m | 拡幅 | 区画道路13号※ | 8.0m～17.6m (23.6m) | 約768m | 既設 |
| | | | 区画道路5号 | 4.0m | 約143m | 一部拡幅 | 区画道路14号 | 7.5m | 約80m | 既設 |
| | | | 区画道路6号 | 4.0m | 約15m | 拡幅 | 区画道路15号 | 7.5m | 約81m | 既設 |
| | | | 区画道路7号※ | 8.0m | 約153m | 既設 | 区画道路16号 | 6.0m | 約73m | 既設 |
| 区画道路8号※ | | | 8.0m | 約132m | 既設 | 区画道路17号 | 6.0m | 約83m | 既設 | |
| 区画道路9号※ | | | 8.0m | 約213m | 既設 | 区画道路18号 | 6.0m | 約93m | 既設 | |
| ()の数値は全幅員を表す。 | | | | | | | | | | |

| 地区の区分 | 名称 | 駅前中心地区 | | | | |
|----------------|--|----------|--------|----------|--------|---------|
| | | (駅前広場周辺) | | (赤山街道沿道) | | (駅周辺回遊) |
| | A | B | A | B | 面積 | |
| | | 約0.8ha | 約2.1ha | 約1.6ha | 約0.9ha | 約6.9ha |
| 建築物等の用途の制限 ※ | <p>1 次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号から第3号に規定する建築物</p> <p>2 壁面の位置の制限①号、②号、③号、④号が定められた路線に接する敷地においては、建築物の1階部分で、路線に面する部分の主たる用途を次に掲げる用途以外の建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の都市計画決定の告示日において現に使用する用途と同様の用途は、この限りでない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 運動施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場</p> <p>(5) 診療所、病院</p> <p>(6) 児童福祉施設等</p> <p>(7) 学校、図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(8) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 駐輪場</p> | | | | | |
| 建築物の容積率の最高限度 ※ | <p>1 次に掲げる数値と用途地域に関する都市計画に定められた容積率のいずれか小さい方とする。</p> <p>(1) 壁面の位置の制限①号、②号、④号、⑤号のいずれかが定められている敷地においては、10分の50とする。</p> <p>(2) 壁面の位置の制限③号が定められている敷地においては、10分の48とする。</p> <p>(3) 壁面の位置の制限⑥号が定められている敷地においては、10分の42とする。</p> <p>(4) 壁面の位置の制限⑦号が定められている敷地においては、10分の36とする。</p> <p>(5) 壁面の位置の制限①号から⑦号が定められていない敷地においては、前面道路（前面道路が二以上ある場合は、その幅員が最大のもの）の幅員の数値に10分の6を乗じて得た数値とする。</p> <p>(6) 壁面の位置の制限①号から⑦号が二以上定められている敷地、あるいは二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他壁面の位置の制限①号から⑦号が定められていない敷地においては、前各号のうち最大となる容積率とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 建築基準法第59条の2第1項による許可を受けた建築物</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項による許可を受けた建築物</p> <p>(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項による許可を受けた建築物</p> | | | | | |

| | 300㎡ | 83㎡ | 300㎡ | 83㎡ |
|---------------------|--|-----|------|-----|
| 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) この地区計画の都市計画決定の告示日において、敷地面積が上記の最低限度に満たない場合で、現に存する所有権その他の権利に基づいて行う以下の建築行為</p> <p>ア その全部を一の敷地として行うもの</p> <p>イ 二以上の敷地を一の敷地として行うもの</p> <p>(2) 公共施設の整備に協力し代替地として取得した土地の全部を一の敷地として行う建築行為</p> <p>(3) 区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めたもの又は公益上やむを得ないと認めたもの</p> | | | |
| 壁面の位置の制限 | <p>1 計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、以下の定めによらなければならない。</p> <p>(1) 壁面の位置の制限①号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。</p> <p>(2) 壁面の位置の制限②号若しくは③号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、道路の路面の中心から高さ17.5m以下の部分は1.0m以上とし、これを超える部分は3.0m以上とする。</p> <p>(3) 壁面の位置の制限④号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>(4) 壁面の位置の制限⑤号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、道路の路面の中心から高さ17.5m以下の部分は0.5m以上とし、これを超える部分は2.5m以上とする。</p> <p>(5) 壁面の位置の制限⑥号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、道路の路面の中心から高さ14m以下の部分は0.5m以上とし、これを超える部分は2.5m以上とする。</p> <p>(6) 壁面の位置の制限⑦号が定められている部分における建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、道路の路面の中心から高さ14m以下の部分は1.0m以上とし、これを超える部分は3.0m以上とする。</p> <p>2 上記の壁面の位置の制限が定められていない道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、0.5mとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓の部分</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、壁面の後退距離に満たない部分にある床面積の合計が5㎡以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの</p> | | | |
| 壁面後退区域における工作物の設置の制限 | <p>壁面の位置の制限①号から⑦号の定めにより建築物が後退した区域については、門、へい、垣又は柵等歩行者等の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、地区の回遊性やにぎわいを創出するために公益上必要なものはこの限りでない。</p> | | | |

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| <p>建築物等に関する事項</p> <p>建築物等の高さの最高限度</p> | <p>1 建築物の高さは31mを超えてはならない。なお、計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている場合には以下に示す数値とする。 ただし、良好な市街地環境や都市景観の形成に資すると区長が許可する建築物についてはこの限りでない。 (1) 壁面の位置の制限①号若しくは④号が定められている敷地においては、31mとする。 (2) 壁面の位置の制限②号、③号若しくは⑤号が定められている敷地においては、25mとする。 (3) 壁面の位置の制限⑥号若しくは⑦号が定められている敷地においては、21.5mとする。 (4) 壁面の位置の制限が二以上定められている敷地における高さの最高限度は、当該各号のうち最大となる高さとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は適用しない。 (1) 建築基準法第59条の2第1項による許可を受けた建築物 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項による許可を受けた建築物 (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項による許可を受けた建築物</p> | <p>1 建築物の高さは31mを超えてはならない。なお、計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている場合には以下に示す数値とする。 (1) 壁面の位置の制限①号若しくは④号が定められている敷地又は都市計画道路補助第261号線に接する敷地においては、31mとする。 (2) 壁面の位置の制限②号、③号若しくは⑤号が定められている敷地においては、25mとする。 (3) 壁面の位置の制限⑥号若しくは⑦号が定められている敷地においては、21.5mとする。 (4) 壁面の位置の制限が二以上定められている敷地における高さの最高限度は、当該各号のうち最大となる高さとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は適用しない。 (1) 建築基準法第59条の2第1項による許可を受けた建築物 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項による許可を受けた建築物 (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項による許可を受けた建築物</p> |
| <p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> | <p>1 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、まち並みに配慮するものとする。 2 建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮するものとする。</p> | |
| <p>垣又は柵の構造の制限</p> | <p>道路に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンスとし、これらの併用は妨げない。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びこれらに類する構造の部分の高さが前面道路中心から0.6m以下とする。</p> | |
| <p>土地の利用に関する事項</p> | <p>地区内では、積極的な緑化を推進する。</p> | |

地区整備計画

| 地区の 区分 | 名称 | 沿道地区 | | | 大規模敷地地区 | 住居系複合 地区 |
|---------------------------|--|--------|--|--------|---------|-------------|
| | | A | B-1 | B-2 | | |
| | 面積 | 約9.7ha | 約0.3ha | 約0.6ha | 約4.7ha | 約12.1ha |
| 建築物の 容積率の 最高限度 ※ | 当該地区整備 計画の区域の 特性に応じた 容積率の最高 限度 | — | 30/10 当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）、又は都市計画道路補助第261号線の道路供用開始告示後は、上記の容積率を適用する。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記の規定は適用しない。 (1) 建築基準法第59条の2第1項による許可を受けた建築物 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項による許可を受けた建築物 | | — | |
| | 公共施設の整備 状況に応じた 容積率の最高 限度 | | 15/10 | 20/10 | | |
| 建築物の敷地面積の 最低限度 | <p>83㎡とする。 ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) この地区計画の都市計画決定の告示日において、敷地面積が上記の最低限度に満たない場合で、現に存する所有権その他の権利に基づいて行う以下の建築行為 ア その全部を一の敷地として行うもの イ 二以上の敷地を一の敷地として行うもの</p> <p>(2) 公共施設の整備に協力し代替地として取得した土地の全部を一の敷地として行う建築行為 (3) 公共施設の整備に協力し分割された土地で行う建築行為 (4) 区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めたもの又は公益上やむを得ないと認めたもの</p> | | | | | |
| 壁面の位置の制限 | <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置までの距離の最低限度は、0.5mとする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓の部分 (2) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、壁面の後退距離に満たない部分にある床面積の合計が5㎡以内であるもの (3) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの</p> | | | | | |

建築物等に関する事項

| | | |
|--------|----------------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 1 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、まち並みに配慮するものとする。 2 建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮するものとする。 |
| | 垣又は柵の構造の制限 | 道路に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンスとし、これらの併用は妨げない。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びこれらに類する構造の部分の高さが前面道路中心から0.6m以下とする。 |
| | 土地の利用に関する事項 | 地区内では、積極的な緑化を推進する。 |

※は知事協議事項

「地区計画の区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由：建築基準法第59条の2第1項による許可を受けた建築物とともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う「長期優良住宅型総合設計制度」を活用可能にするため、地区計画を変更する。